

令和2年度熊本県会計年度任用職員（児童相談所弁護士）募集案内

1 募集職種

児童相談所弁護士

2 職務内容

児童相談所業務全般における法的対応及び助言業務

3 採用予定人数

1人

4 勤務条件

(1) 任用期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。

(2) 勤務地：熊本県福祉総合相談所内

(3) 勤務時間等：9：00～17：15（週4日）

1か月につき20日以内、1週間につき29時間以内

(4) 休憩時間：12：00～13：00

(5) 休日等：土曜日、日曜日、祝日

(6) 報酬等：日額 26,322円

報酬、期末手当及び通勤に係る費用（費用弁償）については、「熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例」等に基づき、額の決定や支給を行います。なお、支給される手当には、支給要件を要するものがあります。

(7) 社会保険：地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。

(8) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

(9) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

(10) 地方公務員法の適用：地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等）が適用され、かつ、懲役処分等の対象にな

ります。

5 受験資格

- (1) 弁護士資格を有する者
- (2) 弁護士の実務経験が2年以上である者
次のいずれかの事項に該当する者は受験できません。
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 試験日程等

- (1) 日 時：随時実施（試験日は、応募者と協議して決定予定）
- (2) 場 所：熊本県福祉総合相談所
- (3) 試験の方法：個別面接による口述試験
- (4) 合格発表：試験終了後8日以内 電話で連絡します。

7 応募方法等

- (1) 応募方法
次の書類を下記申込先へ郵送又は直接持参してください。（ハローワークを通じて申し込む場合は、「ハローワークの紹介状」を添付してください。）
 - 履歴書
 - 弁護士職務経歴書
 - 弁護士登録証明書の写し
- (2) 受付期間等
 - ・特に定め無し。（応募があり次第締め切る予定）
 - 持参の場合の受付は、平日8：30～17：15までとなります。

【申込先・問い合わせ先】

熊本県福祉総合相談所

〒861-8039 熊本県東区長嶺南2丁目3番3号 電話 096-381-4411

担当：児童支援課 樋口